

静岡ウェルネスフォーラム 会員規約

令和7年4月1日

(総則)

第1条 この「静岡ウェルネスフォーラム 会員規約」(以下「本規約」という)は、令和7年に立ち上げた静岡ウェルネスプロジェクトに基づき、静岡ウェルネスフォーラムの構築に向けて運営する会員組織の規約を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会員組織の名称は「静岡ウェルネスフォーラム」(以下「本会」という)と称する。

(目的)

第3条 本会は、「静岡ウェルネスプロジェクト」に基づき、フードテック等を活用した未来型食品の開発や、ウェルネス産業の創出により、食品・ウェルネス産業の発展と健康寿命の延伸を図り、県民の幸福度日本一の実現を目指す。そのために、企業連携や生産性向上を促すオープンイノベーションの場となる「静岡ウェルネスフォーラム」を構築し、大学を始めとした研究機関、企業、金融機関、産業支援機関、行政など、多様な主体の参加を促進し、ネットワークを拡充するとともに、異業種分野から食品、ウェルネス産業分野を目指す地域企業や新たなアイデア、技術を持つベンチャーやスタートアップ企業の参入を積極的に支援することを目的とする。

(事務局)

第4条 本会に事務局を置く。

2 事務局業務は、公益財団法人静岡県産業振興財団ウェルネス・フーズ産業支援センター及び静岡県健康福祉部健康局健康政策課が担う。

3 事務局は、静岡県静岡市葵区追手町44番地の1静岡県産業経済会館内及び静岡県静岡市葵区追手町9番地6号静岡県庁内に置く。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者(以下「申込者」という)は、事務局に対し事務局ホームページ上の申込フォームまたは様式1号による申込みを行い、事務局はその内容を審査するものとする。

(資格)

第6条 申込者は、前条による入会を認められ、事務局により会員登録が行われた日をもって会員としての資格を有するものとする。

(会費)

第7条 本会入会に際し、入会金及び年会費は要しない。

(活動)

第8条 事務局は第3条の目的を達成するため、会員に対し次の活動を行うものとする。

- (1) セミナー、フォーラムの開催
- (2) 事業支援

- (2)-1 販路開拓等ビジネスマッチングの仲介、事業推進の支援
- (2)-2 研究開発、製品化、事業化、マーケティング等の支援
- (2)-3 公的支援機関及び、大学等への連携支援
- (2)-4 事業成果に関する広報の実施
- (3) 製品、サービス開発への助成
- (4) 健康づくり施策の展開
- (5) 各種情報提供
 - (5)-1 会員に対するメールマガジンの配信
 - (5)-2 当財団が収集した情報の優先的な提供
- 2 事務局は、会員の事前の承諾を得ることなく、事業の内容を変更し、又は中止することができる。
- 3 第2項により活動の内容を変更し、又は中止した場合や、会員に対して前項の活動をしない場合に会員に不利益、損害が生じたとしても、故意または重過失による場合を除き、当財団はその責任を負わないものとする。

(会員の義務)

- 第9条 会員は、第3条の目的に鑑み、その有する技術・情報・ノウハウ等を活用し、主体的及び積極的に本会の活動に参加するものとする。
- 2 会員は、自己の判断と責任において本会の活動に参加するものとし、本会の活動において生じた自己の損害については、自己の責任と費用で解決するものとする。
 - 3 本会における活動によって、知的財産等が生ずる可能性があるときは、それらの帰属について、当事者間であらかじめ書面をもって明確にすることとする。
 - 4 会員は、会員登録の内容に変更が生じた場合、速やかに変更事項を事務局に提出しなければならない。
 - 5 会員は、事務局が随時実施する成果ヒアリングや、進捗アンケート等に協力するものとする。成果ヒアリングについては退会後も協力するものとする。

(禁止事項)

- 第10条 会員は、本会活動を利用して以下の行為を行わないものとする。
- (1) 他の会員もしくはその他の第三者の権利・利益を侵害する行為
 - (2) 他の会員もしくはその他の第三者を差別もしくは誹謗中傷し、又は他者の名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (3) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する条例に抵触する言動や威圧的言動などにより、本会の秩序を乱す行為
 - (4) 本規約、公序良俗、法令もしくは刑罰法規に違反し、または事務局が不適切と判断する行為

(会員の資格喪失)

- 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当すると事務局が判断し会員に通知した場合には、会員はその資格を喪失する。
- (1) 本規約に違反した場合
 - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合

- (3) 事務局から連絡を取ることができない等、会員継続の意思がないと認められる場合
 - (4) 静岡県暴力団排除条例に基づき、会員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合
 - (5) その他除名すべき正当な事由があると事務局が判断するとき
- 2 前項に従って会員資格を喪失したことにより、当該会員が活動できなくなり、これにより当該会員又は第三者に損害が発生したとしても、当財団はその責任を負わないものとする。
 - 3 資格を喪失した者は、資格喪失後1年以内に本会の会員情報を用い、本会と競合する活動をしてはならない。

(退会)

第12条 会員は様式2号の「退会届」を事前に事務局に提出することで、任意に退会することができる。

(秘密情報)

- 第13条 本規約において「秘密情報」とは、会員自らが秘匿したい情報の全てとする。
- 2 本会は、オープンイノベーションによる協創での活動を目指しており、会員は自らの責任で秘密情報を管理しなければならない。会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当財団は一切その責任を負わないものとする。
 - 3 会員は、秘密情報の開示を行う場合には、開示を行う者と開示を受ける者との間で、別途秘密保持に関する契約を締結するものとする。会員と当財団においても、開示が必要な際は、秘密保持に関する契約を締結することとする。
 - 4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを会員が証明できる情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後会員の責によらずして公知となった情報
 - (2) 会員が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報

(免責事項)

- 第14条 本会への参加に伴う会員同士の商談・取引・契約等について、事務局は何ら保証等するものではなく、これら及びこれらに基づいて生じたいかなるトラブル・損害についても、当財団は一切の責任を負わない。
- 2 会員への事業の利用、各種イベントへの参加、他の会員その他第三者の提供する（当財団を通じて提供されるものを含む）情報の内容などについて、当財団は何ら保証等するものではなく、これらおよびこれらに基づいて会員に生じたいかなるトラブル・損害についても、一切責任を負わない。

(各活動の終了)

- 第15条 事務局は、会員に事前通知をした上で、各活動を終了することができる。
- 2 事務局は、各活動終了の際、前項の手続きを経ることで、終了に伴う

責任を免れるものとする。

- 3 前項による各活動の終了により会員に不利益、損害が生じたとしても、当財団はその責任を負わないものとする。

(通知)

第16条 本規約における事務局から会員への通知は、会員から申告のあった所在地への普通郵便の発信、またはEメールアドレスへのEメールの配信後とし、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(事業年度)

第17条 当会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年一期とする。

(規約の改定)

第18条 事務局は必要に応じ、本規約を改定できるものとする。

- 2 事務局は、規約を改定しようとする場合には、あらかじめ改定内容を会員に通知または公表するものとする。

- 3 会員が、前項の通知または公表後に活動する場合には、変更後の本規約の全ての記載事項について同意したものとみなす。

(管轄裁判所)

第19条 本規約および事業に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(委任)

第20条 この本規約に定めるもののほか、本規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規約は、令和7年4月1日から施行する。

2. この規約の施行の日をもって、令和4年4月1日に制定された「FHCaOIフォーラム 会員規約」は廃止する。